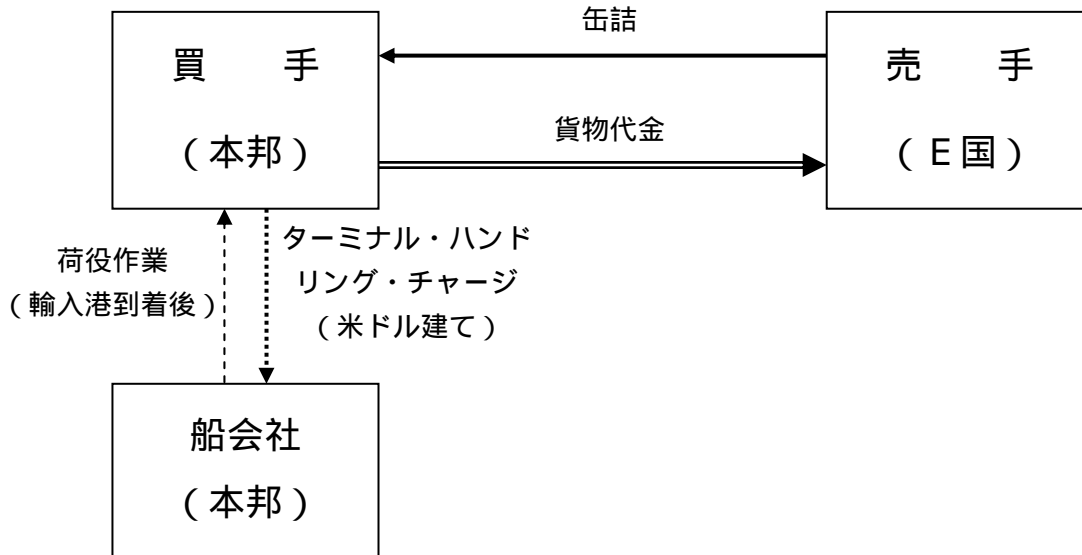


## 11. 船会社に支払う輸入港におけるターミナル・ハンドリング・チャージ



### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手から缶詰を購入（輸入）します。

輸入貨物のB/Lにターミナル・ハンドリング・チャージが米ドル建てで記載されており、当社はその費用を船会社に支払います。この費用は輸入港到着後にコンテナ・ヤードにおいて発生する荷役作業の費用です。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が支払うターミナル・ハンドリング・チャージを、運送に関連する費用として、現実支払価格に加算する必要がありますか。

また、円建てか米ドル建てかで取扱いが異なりますか。

### 【回答要旨】

上記の取引において貴社が支払うターミナル・ハンドリング・チャージは、輸入港到着後の運送に関連する費用であることから、現実支払価格に加算する必要はありません。なお、円建てか米ドル建てかによりその費用の取扱いが異なるものではありません。

（理由）

運賃及び保険料以外の「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に付随して発生する積卸しその他の役務の対価として支払われる費用（例えば、輸出国において要したコンテナ・サービス・チャージ等）をいい、この費用には、輸入貨物の輸入港到着後の費用は含まれないこととされています。

### 【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

## 関税定率法基本通達 4 - 8(5)、(7)

### 注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)